

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会

(第43回) 御説明資料



令和7年8月21日

一般社団法人テレコムサービス協会



一般社団法人テレコムサービス協会の紹介

○ 沿革

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。平成24年4月に一般社団法人に移行

○ 会員

全国11支部に294会員が加盟（令和7年7月9日現在）

会員は電気通信事業、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業、地域情報化推進事業などを行う通信事業者及び情報通信事業者などのICT関連企業

主な会員企業（会長、副会長及び常任理事会社）

ミロク情報サービス、インテック、インターネットイニシアティブ、スターネット、日本アイ・ビー・エム、富士通、NTTデータグループ、TIS、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、ビッグロブ、三菱電機インフォメーションネットワーク、メイテツコム

○ ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

○ 主な活動

- ・多様なネットワークサービス事業の創出 — 技術の発展や政策動向を踏まえた事業創出や課題解決等
- ・健全な競争市場の発展 — 規制緩和で実現した情報通信市場で、更なる公正なICT競争市場の発展
- ・安全・安心なネットワーク社会の実現 — 違法・有害情報への対応などICTサービスの安全性の向上



「最終保障提供責務の導入等に伴う 基礎的電気通信役務制度の在り方の検討」に対するテレコムサービス協会の要望

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会（第41回）資料Ⅰ P.ⅠⅠ

検討が必要な事項

- Ⅰ. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
- Ⅰ. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
- Ⅰ. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
- Ⅰ. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

弊協会から特に異議はありませんが、次のとおり要望事項を申し上げます。

ブロードバンドユニバーサルサービス制度の創設については、その趣旨を理解のうえ、各種対応について取り組むこととしております。しかしながら、新たな制度運用ということもあり、各事業者は不慣れな対応を余儀なくされております。

最終保障提供責務の導入等に伴う各種届出等の対応に当たっても、大幅な事業者負担が生じないよう、今後も御配慮等いただけますようお願い申し上げます。

「最終保障提供責務の導入等に伴う 基礎的電気通信役務制度の在り方の検討」に対するテレコムサービス協会の要望

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ユニバーサルサービス政策委員会（第41回）資料Ⅰ P.11

検討が必要な事項

- Ⅰ. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
- Ⅰ. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
- Ⅰ. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
- Ⅰ. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

各種検討事項については、具体的事項を早めに明らかにしていただくとともに、本制度について事業者の理解が進むよう必要な対応を要望します。

また、今後の議論により詳細を検討されると認識しておりますが、各種届け出の対象は、「自ら設置する回線設備等を用いてユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者」としており、全国に複数ある卸先事業者（MVNO含む）は、規模もエリアも様々であり、卸先事業者（MVNO含む）を「自ら設置する回線設備等を用いてユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者」と同等に扱うことについては、丁寧な議論、及び法令に則り御判断されることを切に要望します。